

## 「森の循環を考えるサポーター」募集要項

\*応募方法 個別に説明会を開きますので、日時の予約をお願いします。

個別説明会の日時は土曜日、日曜日をお願いします。時間は30分程度です。

\*募集時期 毎年度12月から3月末の間で定員に達するまでです。

\*募集定員 5名程度

\*活動日 毎週 土曜日、日曜日 午後2時間程度

\*「森のサポーター」の条件

- (1) 個別説明会、振り返りへの参加、アンケートへの協力ができる方。
- (2) 具体的な活動に最低2回は参加できる方。
- (3) 配分する薪等は一人300kg程度で同意できる方。  
(土嚢袋1杯で約10kgの薪が入るとして、細かな計量は行わない。)
- (4) 年度内(3月中)に、焼却した薪等から発生した炭・木灰を鎌倉広町緑地に提供できる方。
- (5) 自分で薪ストーブ・暖炉等に利用する方で、鎌倉市に住居のある個人の方。
- (6) 別添同意書に同意のできる方。

\*具体的な活動の内容と時期(①~④は12月~3月)

- ① スタッフとともに、園内の発生材を回収して集積場所に搬入。
- ② 手鋸、斧、充電式のこぎり等を用い、集積場所にて薪を作成。
- ③ ②で作成したものを、活動日または翌日以降に順次「森のサポーター」自身で引き取る。
- ④ 森のサポーターは薪を薪ストーブ等で焼却し、木灰は各自保管する。  
但し、枝下ろし等の生木を薪にした場合は、翌年度利用の薪とする。
- ⑤ 3月末を目途に炭・木灰を管理事務所に提供する。



鎌倉広町緑地指定管理者 認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会  
(担当;望月)

0467-32-5112



森の循環を考えるサポーター制度 同意書

令和 年 月 日

氏名（自筆）

---

住所 鎌倉市

---

連絡先(自宅・携帯)

---

私「森のサポーター」は以下の事項に同意します。

- (1) 私は、市から提供された薪の所有権を取得せず、また燃焼させて発生した炭や木灰は全て市に提供します。
- (2) 薪は自宅用燃料として使用するものとし、他の用途で使用しません。
- (3) 薪を燃焼させるときは単体で行うものとし、ゴミ、有毒物質を発生させる物、その他の物と一緒に燃焼させません。
- (4) 薪及びこれを燃焼させた炭・木灰は第三者に売却、譲渡、貸与をしません。
- (5) 市から提供された薪に起因して若しくはその他本件に関して損害又は費用が発生した場合、私がすべて負担することとし、市に対しては請求しません。
- (6) 市から提供を受けた薪に起因して若しくはその他本件に関して第三者に損害を与えた場合、私自身が解決を図るものとし、市及び指定管理者に負担が生じないような措置を講じます。